

# 石綿使用建築物等解体等業務特別教育

職業訓練法人 静岡県建設業能力開発協会  
静岡県建設学院

静岡市駿河区青木 188-3 TEL 054-293-5382 FAX 054-293-5383

平成17年7月1日より「石綿障害予防規則」が施行され、建築物・工作物の解体等の作業には、特別教育修了者を就かせることが法律で義務づけられ、さらに平成21年4月1日より石綿使用建築物等解体等業務特別教育規定が改正されました。

これにより、「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」の「保護具使用方法」が従来の30分から1時間に改正され、平成21年3月31日までの「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」修了者は追加講習を受講しないと「修了者として見なされません」

今回の特別教育の「保護具の使用法」の1時間を受講することによって、特別教育修了者となります。

石綿使用建築物等解体等業務に従事する方は、石綿による健康障害予防対策の徹底を図るため、是非この機会に受講されることをお勧め致します。

## 記

- 1.日 時 令和4年5月26日(木) 9時~15時  
(8時30分受付開始 時間厳守でお集まり下さい)  
☆平成21年3月31日までの「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」修了者は資格証の表裏コピーを添付すれば 12:50~13:50迄の1時間でも可(12:30~受付)
- 2.会 場 榛南建材(株)会議室 牧之原市細江2749-5 TEL0548-22-1318
- 3.受講資格 18才以上の方
- 4.定 員 25名 先着順
- 5.受講料 7,900円 (テキスト代・消費税含む。昼食代含みません。)  
振込先 静岡銀行 藤枝支店 普通預金 233202  
口座名義 職業訓練法人 静岡県建設業能力開発協会

**5月16日(月)迄**にお振込願います。(恐れ入りますが送金手数料はご負担ください)

- 6.申込受付 受講申込書に必要事項を記入・捺印し、写真(2枚 大きさ縦3CM×横2.4CM)と運転免許証コピーもしくは住民票を貼付して5月16日(月)迄に本協会までご郵送、またはご持参ください。

7.受講時の注意 : 受講者が一定の人数に満たない場合は、中止する事があります。

①筆記用具を必ず持参すること。

②受講者には修了証を交付致しますが、遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合失格となります。修了証をお渡しの際、受領印をいただきますので、**認印**をご持参願います。

※やむを得ない理由により受講できなくなった場合は、受講日の12日前までにお申し出ください。以後につきましては、受講料の返却は致しませんのでご了承下さい。受講者の変更も12日前にお申し出下さい。

# 石綿使用建築物等解体等業務特別教育

職業訓練法人 静岡県建設業能力開発協会 殿

令和 年 月 日

〒 ー

事業所所在地

事業所名

T E L ー ー

F A X ー ー

受講者氏名



携帯番号

ー ー

写真貼付 縦3×横2.4 全面のりづけ	ふりがな		生年	昭和.平成どちらかに○
	氏名		月日	年 月 日
	現住所			
	※修了証番号	※		
	※交付年月日	※		

(注) (1) ※印欄は記入しないこと。

(2) 写真は2枚必要です。全面のりづけとして下さい。

(3) 本人確認書類として運転免許証コピーもしくは住民票を添付して下さい。

----- 切り離さないこと -----

## 石綿使用建築物等解体等業務特別教育

写真貼付 縦3×横2.4 全面のりづけ	氏名		受講 番号	※第 号
	事業所名	電話		
	所在地			